

広島県告示第百三十二号

海岸法（昭和三十一年法律第二百一号）第五条第四項の規定によつて、漁港区域に接する海岸保全区域のうち、漁港管理者である地方公共団体の長が管理することが適當であると認め、当該地方公共団体の長と協議して定めた区域は、次のとおりである。

平成三十一年二月二十八日

広島県知事 湯崎英彦

平成三十一年二月二十八日広島県告示第百三十一号で海岸保全区域として指定した福山漁港海岸の海岸保全区域のうち、福山漁港区域に接する区域

一 海岸名

福山漁港海岸

二 地区海岸名

田尻地区海岸

三 地先海岸名

田尻地先海岸

四 区域

基点一から基点九までの各点を順次結んだ線、基点九から補助点五の二、基点一の各点を順次結んだ線により囲まれた区域

五 点の位置

基準点 福山市熊野町字細畠三等三角点（標高三九四・七m、北緯三四度一四分四九秒

六五五、東経一三三度二二分三〇秒六八九）

基点一 基準点から六九度四五分の方向一、四三三メートルの点

基点二 基点一から三一度の方向一七・八メートルの点

基点三 基点二から三二〇度の方向三三メートルの点

基点四 基点三から三二五度の方向二一メートルの点

基点五 基点四から三二九度の方向二三・八メートルの点

基点六 基点五から三四一度の方向一四・八メートルの点

基点七 基点六から一二度の方向四・三メートルの点

基点八 基点七から三五度の方向一一・五メートルの点

基点九 基点八から三五二度の方向一二・四メートルの点

補助点五の二 基点五から二八四度の方向二六・四メートルの点